

馬淵澄夫 国土交通大臣に聞く

——検討会では、質の高い建築を求めて適判制度の緩和を求める建設業界側の委員と、欠陥住宅を例に消費者保護の観点から、規制強化を求める消費者側の委員とで、意見が相反しました。そもそも、質の良い建築と欠陥住宅を同じ土俵で議論しているのは、方向性は定まらない。検討会の結果を踏まえて、今後の方向性について教えてください。

馬淵 2007年の基準法改正で確認申請の厳格化によって建築界のみならず日本経済に大混乱を招いたことへの反省はあっても、だからといって性急な改正はリスクが高いため、2010年は副大臣の立場とし

て、運用改善の見直しとともに、確認申請の遅れの実態を把握するために、検討会を立ち上げました。

検討会は11回に及びましたが、委員の方々の意見が平行線をたどり、法改正に向けて明確なコンセンサスが得られたとは言いがたい。しかし、逆に言えば、忌憚のない意見を出し合ったことで、建築基準法そのものの難しさが浮き彫りにできたことは意味があったと思います。検討会の最後、深尾座長が「基準法は適宜見直しが必要だ」と発言されたことは、まさしく正鵠を得たも

ので、つまり、基準法のみならず、現行の建築法体系で改正を行うことは限界があることを示されていました。

検討会の結果を踏まえて、今後は、更なる運用改善を行う一方、抜本的な建築関連法の法体系の見直しおよび、建築基本法制定を同時に整備していきます。

建築基準法は、戦後の焼け野原の状態で、大量の住宅を供給することを目的にした法律であって、最低基準でしかない。住宅が半永久的に使い続けられるためには、遅きに失する感はあるけれども、建築基本法を上位概念において、建築基準法、建築土法の抜本的見直しなくしてできない。今後、人口減少社会を迎え、減築も含めて、開発一辺倒ではないまちづくりを考えていくためにも、基本法制定は極めて重要となります。

——個人的に医療問題取材していますが、医療界では、医療安全を進めるにあたって、エビデンス(調査研究)に基づいて、

病院同士が改善事例を出し合うことで、改善を図っている。「過ちは人の常、許すは神の業」というキリスト教の教えがあります。医療安全の取り組みは、人はエラーしてしまうのでそれを責めるのではなく、工夫によってエラーをなくしていくという姿勢です。失敗学でも小さな過ちを顕在化させて大きな事故に結びつけない工夫が大切であると言っています。欠陥建築の撲滅には、罰則強化よりも、技術の競い合いや改善事例の学習の方が効果的です。医療事故をなくするために航空業界の危機管理の手法を導入した例に倣い、建築業界も他の分野の手法から学ばませんか。

馬淵 私も現行法以上の厳罰化は難しいという認識です。質の高い建築を目指すような環境が必要でしょう。建築業界から政治力で建築基本法制定を求める声が高まってきていますが、建築業界も自ら襟を正してほしいと思っています。建築基準法の改正においてもそうでしたが、建築業界の方がそれぞれ相反する意見を主張し合っているのは国民の理解は得られません。建築業界内部で一丸となって建築基本法を集約できるくらいに議論していただき

たいと思います。——建築基本法の法案提出は超党派による議員立法という選択肢もあるのでしょうか。

馬淵 以前の経緯から個人的には議員立法でも構いませんが、いずれにしても法体系を見直すのは大変な作業ですので、国土交通省が肝を据えて取り組まなければできません。内閣法なのか、それとも議員立法なのかに対する方法の議論はあっても、建築基本法の旗を振るのは国土交通省です！

2011年を夢のある年に ——民主党代表選で菅氏も小沢氏も「I have a dream」とキング牧師の言葉を引用しましたが、政府は具体的に夢の内容を提示していない。建築業界としても、明るいい通しを政府に期待している。国土交通省としては建築基本法制定がその夢になりうるのではないのでしょうか。

馬淵 もちろんです。年明けに建築基本法及び、建築基準法、建築土法見直しの骨子を発表します。ある程度の期間は必要となりますが、10年も待てませんので、5年あるいはもっと短く、建築基本法をベースに建築基準法、建築土法の見直し、さらに瑕疵担保履行法、品確法へと着手していきます。が、悩ましいのは都市計画法でしょう。地域主権にもかかわり、国土交通省だけでは見直しできません。

2011年に、UIA大会(世界建築会議)が東京で開かれますが、建築関係者の方々から、2011年を契機に質の高い建築・まちづくりができる体制づくりを期待されています。私も同じ思いであって、建築のみならず、国土交通省が管轄するすべての業務において、社会資本整備

のあるべき姿を明確に示し、年明けには重点計画の骨子を提示します。

マイナス成長、少子高齢社会を迎えた今、河川道路事業のみならず、日々の暮らしに直結するインフラ整備とそれに融合する交通体系が必要であり、社会資本整備重点計画同様に交通基本法計画も定めていきます。以前は、建設省、運輸省がそれぞれ独自に計画がつけられ、予算措置がなされていたために、日本各地に不必要な道路がつくれ、必要なところに交通計画がされていませんでした。2011年は国土交通省創立10周年を迎えるのを契機に建築基本法と交通基本法を一对に国民の生活に直結した真の社会資本整備にいよいよ踏み出していきます。

——最近、各地で住民自治条例やまちづくり条例がつけられ、地域住民がまちづくりに参加する土壌が整いつつあります。都市計画や集団規定の地方への移管もありうると思います。

馬淵 民間で提案されている建築基本法試案では、まちづくりの取り決めは各自治体に委ねることを謳っている表現もありますから、地域主権と深く関わってきます。地域主権を進めるためには、財源と権限の委譲が必要となります。まちづくりのような長期的なプロジェクトを各自治体で取り組んでいくには、人材の問題がもっとも大きく、都市計画法を含めて、自治体だけでは対応することはすぐにはできないでしょう。地域主権を否定しませんが、都市計画においては、現実的には暫定的に国が財源も出し、アドバイスを行う方がよいと思っています。

私は建築基本法の骨子ができれば、地域主権のあり方に関して、自治体の広域連合をつくるとか、その先例として特区をつくり試行していくという発想も今後議論になると思います。いずれにしても、方法論のプロセスも重要ですが、建築基

本法の基本的な考え方が定まれば、丁寧に話していけば大きな問題にならないと思っています。

——今は新設着工数の減少で、職人の技術および技能の衰退が危機的状態です。建築基本法をテコに建築業界の景気浮揚を望みたいのですがいかがでしょうか。

馬淵 国内における建設市場は公共事業が減り、かつてのような右肩上がりには望めない。しかし、向こう5年の社会資本整備計画を出しますが、公共事業の一定のパイはあります。その際、地域におけるゼネコンあるいは建設産業に対するきめ細やかな再分配機能の構築が極めて重要になってきます。

地域の建設業界の役割は大きく、絶対になくしてはならない。なぜなら建設業は災害・防災対策、地域コミュニティーの担い手でもあり、2010年4月に発生が確認された宮崎の口蹄疫問題は、約29万頭の家畜の処分・運搬などの一切を地元の建設業者が行いました。

旧建設省は大手ゼネコンへの分配供給が過剰であることを承知しながらも、地方の建設業界への再分配を行わず、業界内にその解決を求めてきました。かつてのように業界に依存しているのは、解決は一向に見えません。再分配機能も大きな議論になると思いますので、これも逃げずに建設産業、地方ゼネコンのあり方を打ち出していきます。

2008年の政権交代によって、2010年に建築基準法の運用改善が行われました。これからは建築基本法をベースに建築関連法規全体を見直していきます。2011年は国土交通省創設10周年にもあたりますので、建築基本法と交通基本法を一对に国民の生活に直結した社会資本整備に不退転の決意で一日一日取り組んでいきたいと思っています。



建築基本法制定と 建築関連法規の抜本的見直し 2011年基本骨子、5年以内に整備

昨年3月、前原誠司前国土交通相の指示で発足した「建築基準法の見直しに関する検討会(以下検討会)」(座長:深尾精一首都大学東京教授)は、構造計算適合性判定制度の対象範囲の縮小、確認審査の法定期間の短縮、違反行為に対する罰則の引き上げを中心に、法改正の方向性について検討を始めたが、意見がまとまらず、10月19日をもって散会した。

しかし、今後の課題として、実務者による技術検討委員会の設置および基準法の抜本的見直しについてのロードマップ作成の2点が示された。

昨年11月、国土交通副大臣から大臣に就任した馬淵氏は、かねてより建築基本法制定および建築関連法規の見直しの必要性をライフワークの一つとして訴えてきただけに、大臣の政治判断に注目が集まっている。

インタビュー:江原幸彦 | 木の建築事務所主宰・一級建築士

